令和5年7月27日 <u>富国有徳の理想郷ーレずおか</u> **ふじのくに**

令和5年度生活支援コーディネーター養成研修行政説明

生活支援体制整備事業における県内の取組状況と県の施策について



静岡県 健康福祉部 福祉長寿政策課

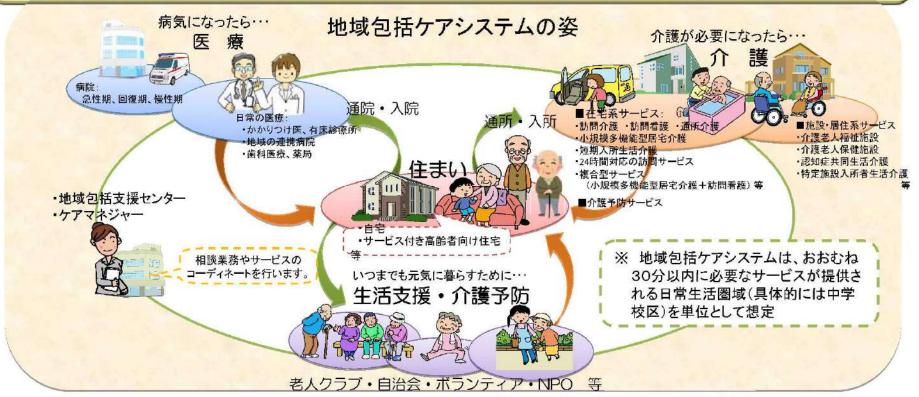
本日の内容

- I 地域包括ケアシステムの推進
- Ⅱ 地域支援事業の概要
- Ⅲ 生活支援支援体制整備事業
- IV 県内市町における実施状況
- V 生活支援体制整備を促進するための県の取組

I 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域 包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する 町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の 特性に応じて作り上げていくことが必要。



地域包括ケアシステムの考え方

地域包括ケアシステムとは

「『住み慣れた地域』で人生の最終段階まで 『自分らしい生活』を継続すること」を実現するための取組(※)



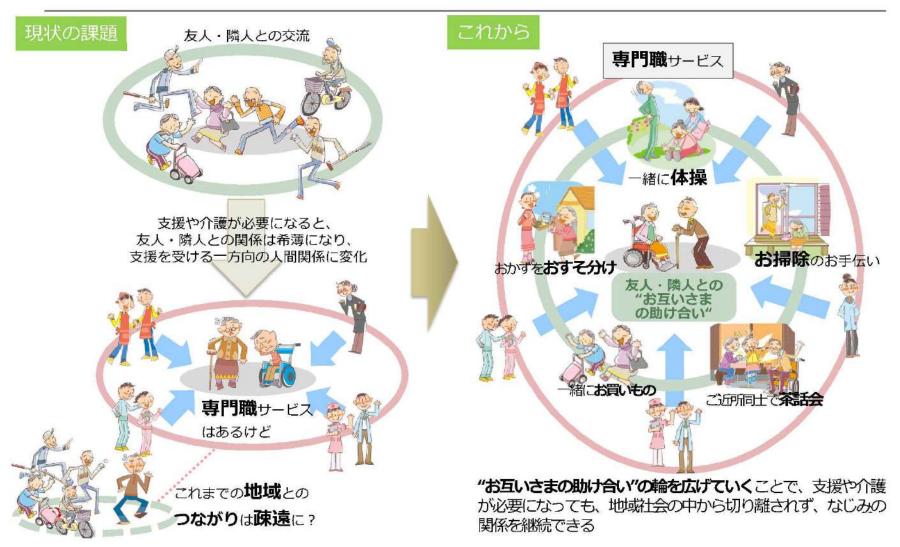


地域包括ケアシステムは、超高齢社会への対応策というだけでなく、<u>全ての世代が住みやす</u>い社会をつくるためのものと考えられる。

※参考文献 田中滋監修、岩名礼介編著『新版地域包括ケアサクセスガイド-「住みなれた地域で自分らしい暮らし」を実現する』株式会社メディカ 出版、2020年

これからは地域づくり

地域生活は専門職だけでは支えられない ーご近所からボランティア、専門職までみんなで支える



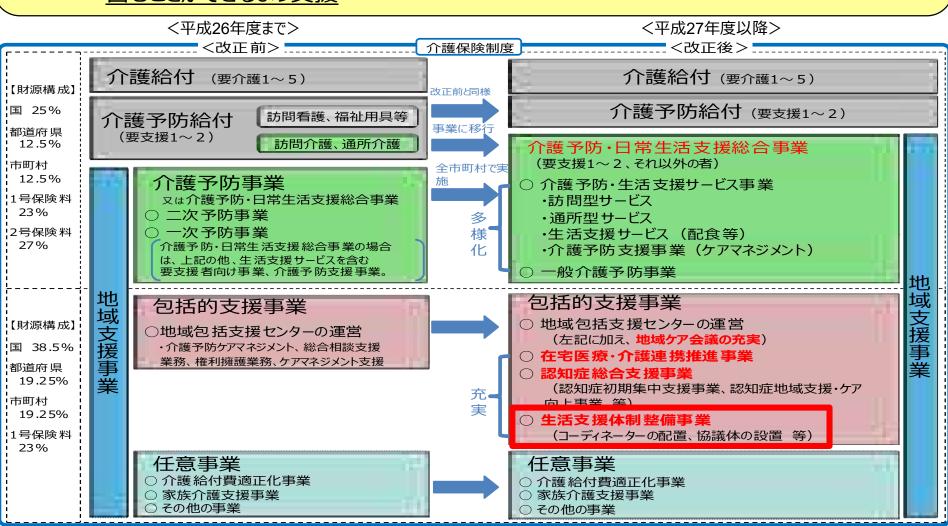
資料:三菱UFJリサーチ&コンテルティング「新しい総合事業における移行戦略のポイント解説」 (地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の市町村による円滑な実施に向けた調査研究事業) 平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(2016年)

Ⅱ 地域支援事業の概要

地域支援事業の全体像

地域支援事業:介護保険法第115条の45~第115条の49

- 目的・要介護状態等になることの予防
 - ・ 要介護状態等になったとしても可能な限り、<u>地域において自立した日常生活を</u> <u>営むことができるよう支援</u>



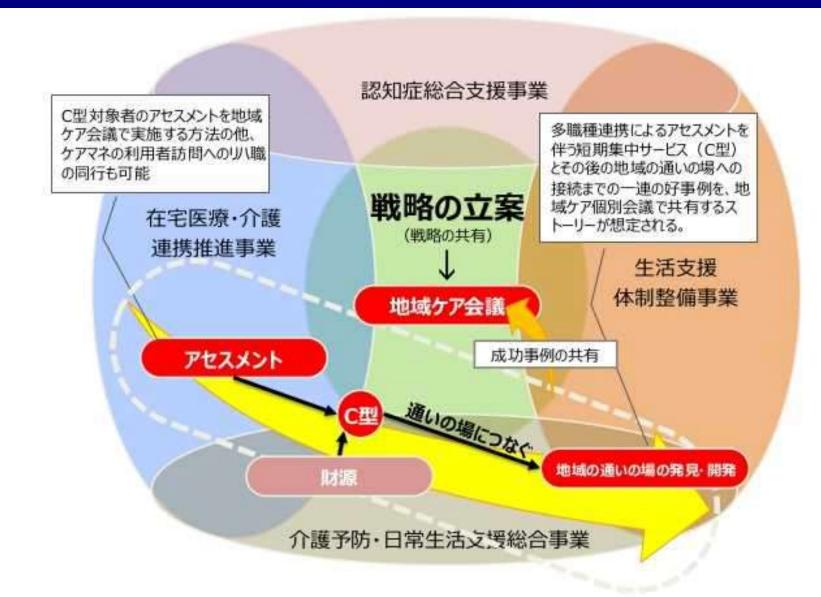
地域支援事業の連動

地域包括ケアシステムの目標である <u>『住み慣れた地域』で人生の最終段階まで『自分らしい生活』を継続すること</u>を実現するためには、各事業が連携しながら事業を推進していく必要がある。



資料:三菱UFJリサーチ&コンテルティング「地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業」 平成30年度厚生労働省 老人保健健康増進等事業

地域支援事業の連動



資料:三菱UFJリサーチ&コンテルティング「地域支援事業の連動性を確保するための調査研究事業」 平成30年度厚生労働省 老人保健健康増進等事業

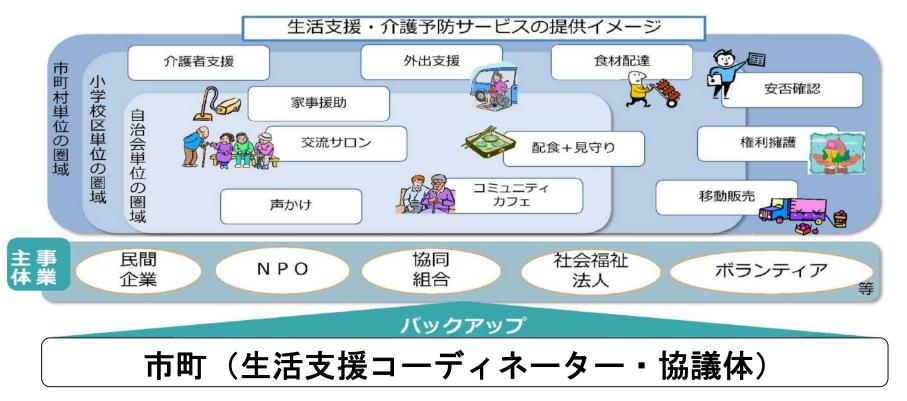
Ⅲ 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業

根 拠:介護保険法第115条の45第2項第5号

事業内容:地域支援事業実施要綱 別記3の2

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。



生活支援体制整備事業の基本原理(イメージ)



葉っぱ事業 在宅医療・介護連携推進事業

⇒ まとめる

土事業 生活支援体制整備事業

⇒ まきこむ・まじわる

資料:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「<地域包括ケア研究会>地域包括ケアシステムと地域マネジメント」(地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業)、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業



生活支援コーディネーター、協議体の役割

(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA~Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A)資源 開発

- 地域に不足するサービスの創出
- 〇 サービスの担い手の養成

NPO

○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

(C) ニーズと取組のマッチング

○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の 活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)があり、平成26年度は第1層、 平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)中心
- ② 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
 - ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチング する機能があるが、これは本事業の対象外



(2)協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例 | Rilic# | 協同組合 | ボランティア | 社会福祉法人 | 等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる 仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

13

各層の生活支援コーディネーターの基本的な役割

階層	対象 等	役割	活動内容
第1 層	市町全域	・生活支援の担い手の 養成・サービスの開発等の	・市町村全域でのサービス開発 ・住民によるサービス提供主体への活動支援 ・行政からの情報提供や意見交換の促進
第2 層	日常生活 圏域	・資源開発・関係者のネットワーク化の推進	・生活支援サービスについてのニーズ把握 ・圏域の活動団体・社会資源の把握 ・圏域に必要なサービスや活動(社会参加・ 活動の場・居場所等)の開発 ・地域への情報提供と利用者のサービスへの 結び付け ・サービス提供主体・地域の諸団体、居宅介 護支援・介護サービス事業所間の日常的な 連携・協働の促進
第3層	サービス提供 組織に属する	・自身が属する組織の サービスの提供 (サービス提供内容の調整 と担い手とのマッチング)	・支援を必要とする人のアセスメントと生活プランづくりのお手伝い・サービスの担い手の支援・サービス提供時の関係機関との調整

協議体の目的・役割

■協議体の設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、 市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様 な主体間の情報共有及び連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とする。

■協議体の役割 等

- ・コーディネーターの組織的な補完
- ・地域ニーズの把握 (アンケート調査やマッピング等の実施) ・情報の見える化の推進
- ・企画、立案、方針策定を行う場
- ・地域づくりにおける意識の統一を図る場 働きかけの場
- 情報交換の場

■協議体の設置主体

市町村と第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置

■協議体の構成団体等

- ・行政機関(市町村、地域包括支援センター等)
- ・生活支援コーディネーター
- ・地域の関係者

(NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体 介護サービス事業者、シルバー人材センター等)

IV 県内市町における実施状況

生活支援体制整備事業の取組状況

◎生活支援コーディネーター(SC)

(令和5年4月福祉長寿政策課調査)

●第1層・第2層とも、約7割が市町社会福祉協議会へ委託、配置

	配置状況	配置先
第1層	・35市町(51人)が配置	・市町社会福祉協議会…24市町・直営(行政)…12市町・地域包括支援センター…1町・株式会社…1市・NPO…1町
第2層	・22市町(131人)が配置 ※日常生活圏域が複数市町のみ	・市町社会福祉協議会…22市町 ・地区社会福祉協議会 …1市 ・地域包括支援センター…5市町

<第1層SCの直営(行政)配置の推移>

単位:市町数

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市町数	6	7	10	12	14

⇒ 第1層SCを直営で配置しているケースが年々増加傾向にある

<主な理由>

- ・生活支援体制整備を進めていく上では、庁内での連携体制の構築が不可欠
 - 例)移動サービス:交通部局、就労支援:労働部局、農福連携:農業部局、 民間サービスの活用:経済産業部局、企業誘致:商工部局・・・・
- ・複雑化する地域課題の解決のためには、行政施策への反映が必要

生活支援体制整備事業の取組状況

◎協議体

(令和5年4月福祉長寿政策課調査)

	設置状況 (研究会含む)	設置先
第1層	・35市町が設置	·直営…20市町 ·市町社会福祉協議会…16市町
第2層	・23市町が設置 ※日常生活圏域が複数市町のみ	・市町社会福祉協議会…17市・地域包括支援センター…5市

<参加者の種別毎の市町数>

単位:市町数

参画 団体	生活 支援 CD	社協	包括	民生 委員	自治会	介護 事業所	シルバー 人材	シニアクラブ	ボランティア 団体
1層	34	35	31	31	25	24	18	24	21
2層	21	21	20	22	20	15	3	13	18

【参考】総合事業の取組状況

(令和5年4月健康増進課調査)

種別	訪問B(住民主体)	訪問D(移動支援)	通所B(住民主体)
内容	住民主体の自主活動として行う生活援助	移送前後の生活支援	運動など自主的な通いの場
実施 市町数	11	6	11
内訳	南伊 一伊 一伊 一伊 一伊 一伊 一伊 一伊 一伊 一伊 一	南伊豆町 函南町 静岡市 藤枝市 吉田町 浜松市	南州 伊三伊 四 静 藤 袋 浜 伊 河 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市

【参考】移動支援の取組状況

中山間地におけるバス路線の廃止や、運転免許を返納する高齢者の増加などにより、近年は高齢者の移動支援に対するニーズが高まっている。

(令和5年4月福祉長寿政策課調査)

◎ 道路運送法における許可は又は登録が必要な外出支援の取組

デマンド運行	交通空白地	有償運送	福祉有償運送		
(ハ゛ス・タクシー)	市町主体	NPO等主体	市町主体	NPO等主体	
20市町	11市町	4 市町	2 市町	23市町	

◎道路運送法における許可は又は登録が不要な外出支援の取組

ボランティア等による外出支援	
28市町	

Ⅴ 生活支援体制整備を促進するための 県の取組

①移動サービス後方支援体制整備事業

移動サービスの立ち上げや継続に当たって、地域の困り事や課題、トラブル等に対応する相談体制を構築するため、**総合相談窓口の設置**及び**アドバイザー派遣、事例報告会等**を実施(全国移動サービスネットワークに委託)



相談窓口 (35件)

- ○移動サービスの利用者負担金の設定方法
- 〇車両の維持費、保険費用負担方法
- 〇住民向けセミナー等の開催方法

アドバイザー派遣 (17件)

- ○住民向けセミナー等の企画に対する助言、講演
- ○実証実験や移動サービス立ち上げに向けた関係者 会議での助言

②壮年熟期が活躍するいきいき長寿社会づくり事業

「ふじのくに型人生区分」における壮年熟期(66~76歳)の方を対象に、継続的な社会参加活動につなげるための知識や技能の習得を目的として、県と市町が連携し、生活支援の担い手等として活躍するためのノウハウを学ぶ「講習・体験会」で実施。 【R4実績 10市町、R5計画 4市町】



県と市町が 連携して実施

R4実施内容	市町数
移動サービス	3市
生活支援	3 町
意識醸成	3市
ICT活用	1 町

地域で必要な支え合い活動

- ●住民同士の見守り
- ●ちょっとした生活支援 (ゴミ出し、買い物の荷物持ち等)
- ▶見守り
- ▶家事援助
- ▶外出支援



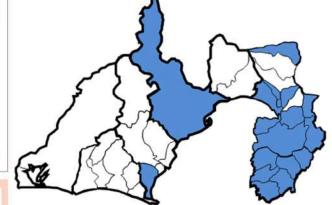
地域社会の 支え手として 社会参加



長寿者の社会参加

- ●知識・経験を活かす活動
- ●新たにチャレンジする活動
- ▶起業·就労
- ▶ボランティア
- ▶地域活動
- ▶趣味





※青色表示は 令和4年度 実施市町

【個人の視点】

役割があり、生きがい、やりがいにつながる。

【 社会の視点 】 安心して暮らしつづけられる地域づくり。

③静岡県健康づくり応援サイト「ふじのくに むすびば」

区分	内容
目的	新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化した、社会活動の自粛に伴う身体・認知機能の低下を防止するため、新たな生活様式に対応した県民の健康づくりや社会参加を推進する。
開設日	令和3年12月24日
特徴	(1) <u>通いの場・居場所・認知症カフェ等約450か所の活動の場</u> を分かりやすく紹介。 利用者と活動団体が直接つながることができます。掲載団体も随時募集。
	(2) <u>県内46種類のご当地体操やハイキング、ヨガ、減塩レシピなど</u> 健康づくりに役立つ 動画コンテンツを発信します。
	(3) ナビゲート機能やオススメ機能などにより、 <u>操作が不慣れな方にも、目的の情報に</u> 簡単にアクセスできるようサポートします。



4つのコンテンツで分かりやすく、ナビゲート機能を搭載するなど迷わない工夫も!







終わりに 地域包括ケアシステムの実現が"最終"目標

- ◎ 試されるのは"まちづくり"、"地域"づくり
 - ⇒ 市町行政・専門職・住民が 目的意識を共有していくこと (規範的統合) が大切

